

平成30年度 第7回天童市農業委員会総会 会議録

平成30年10月15日(月)午前10時00分 第7回天童市農業委員会総会
を天童市市民文化会館3階実習室に招集した。

1 出席した委員

1番	遠藤市雄	11番	佐藤善治
2番	那須桂子	12番	三宅藤義
3番	熊澤八弘	13番	松田康政
4番	齋藤照一	14番	太田博巳
5番	横山愛	15番	梅津節子
6番	秋保茂男	16番	今野滋
7番	原田洸一郎	17番	細矢幸市
8番	長谷川喜久	18番	佐藤悦雄
9番	片桐久雄	19番	堀越重助
10番	清野貢市		

2 欠員

なし

3 遅刻した委員

なし

4 出席した事務局職員

事務局長	武田文敏	事務局長補佐	澤和彦
主事	布施雄基		

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事 午前9時50分 開会

議 長 10月10日付け天童市農業委員会告示第12号にて招集しました、平成30年度第7回天童市農業委員会総会を開会します。

議 長 本日の総会は全員出席でありますので、ただちに会議を開会します。日程第3号議事録署名の指名をします。1番、遠藤市雄委員、2番、那須桂子委員の両名にお願いします。

議 長 日程第4の委員長報告をお願いします。原田農業振興常任委員長。
原田委員長 9月19日、10月1日、2回にわたりまして天童市農林業施策に対する意見書について農振常任委員会で内容を精査しているところでございます。詳しくは最適化調整会議でお知らせします。

議 長 日程第5の事務処理報告をお願いします。事務局の説明を求めます。
事務局長 事務処理について総会資料等に基づき報告する。
総会資料1ページの地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について報告する。
総会資料2～3ページの農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況について報告する。
総会資料4～5ページの農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について説明する。

議 長 事務局から事務処理報告がありました。ご質問等ありませんか。
(ありません。の声)

議 長 承認第7号 農地法第18条6項の規定による審査について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料(5ページ)を説明する。

議 長 事務局から説明がありました。ご質問等ありませんか。
(ありません。の声)

議 長 承認第7号 農地法第18条6項の規定による通知の審査につきましては、異議なしと認め、承認いたします。

議 長 承認第8号 農地法第5条第1項第6号の取消について上程します。

澤補佐 総会資料（7ページ）を説明する。

議 長 事務局から説明がありました。皆さんから異議ございませんか。
（ありません。の声）

議 長 承認第8号 農地法第5条第1項第6号の取消について異議なしと認め承認することと決定いたします。

議 長 議第26号 農地法第3条の規定による許可について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料（8～9ページ）を説明する。

議 長 地元農業委員の調査の結果を求めます。

議 長 1番、太田博巳委員。

太田委員 事由の通り問題ありません。

議 長 2番、遠藤市雄委員。

遠藤委員 2番の渡人は、ご主人を亡くされたということで、労力不足ということです。受人については50a以上農地を所有しており、紅花を植えたいと考えているところでございます。問題ありません。

議 長 3番、松田康政委員。

松田委員 3番は、相続した農地を所有権移転するもので、問題ありません。

議 長 4番、三宅藤義委員。

三宅委員 事由の通り問題ありません。

議 長 5番、6番、今野滋委員。

今野委員 事由の通り問題ありません。

議 長 地元農業委員の報告によると事由の通り問題なしということで、皆さんからご異議ございませんか。
（ありません。の声）

議 長 議第26号 農地法第3条の規定による許可につきましては、異議なしと認め、許可することに可決・決定いたします。

議 長 議第27号 農地法第4条の規定による許可について上程いたします。

布施主事 総会資料（10ページ）を説明する。

議 長 担当委員の調査の結果を求めます。
松田康政委員。

松田委員 所有者の娘さん夫婦が、移転にあたり住宅を改築されてその不足の分について農地を転用されたいということです。事由の通りと思われまますのでよろしくお願ひします。

議 長 それでは調査会の調査委員の結果を求めます。

佐藤(善)委員 10月5日に、清野貢市委員と調査をさせていただきました。松田委員から報告がありましたように住宅を建てたいというようなことでございますので、問題ないと思ひます。

議 長 地元農業委員並びに調査委員の報告によると、事由の通り問題なしということですが、皆さんから異議ござひませんか。

(ありません。の声)

議 長 議第27号 農地法第4条の規定による許可につきましては異議なしと認め、許可することに可決・決定いたします。

議 長 議第28号 農地法第5条の規定による許可について上程いたします。

布施主事 総会資料(11~12ページ)を説明する。

議 長 地元農業委員の調査の結果を求めます。

1番、2番、片桐久雄委員。

片桐委員 1種農地に7棟の建売住宅がいかげなものであるかということですが、県にも確認済だということであるので事由の通り許可するというように。

2番は、減反をしているということでございますのでそれを許可するというようによろしくお願ひいたします。

議 長 3番、佐藤悦雄委員。

佐藤委員 3番は、家は何十年も空き家になっておりました。その併用地を奥さんの実家で管理しておりまして、このたび建売住宅にするということであるので、問題ないと思ひます。

議 長 4番、太田博巳委員。

太田委員 宅地に併用されている農地で、宅地の南側に分家住宅を建てたいということであるので、問題ないと思ひます。

議 長 調査委員の調査の結果を求めます。佐藤善治委員。

佐藤(善)委員 農地としては第1種ですけれども、地図をご覧になってお分かりになりますように、住宅に囲まれているという環境でございますので

で、許可相当ではないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 地元農業委員並びに調査委員の報告によると、事由の通り問題なしということですが、皆さんから異議ございませんか。

議長 原田洗一郎委員。

原田委員 市街化調整区域に建売住宅が建てられることが緩和になったと説明がありました。一部の市街化調整区域が認められていますが、全部ではないということです。その地域によって線引きなどあるのかお聞きします。

布施主事 今、資料を持ち合わせていないので、最適化調整会議でお渡しします。ただ都市計画法で駅から500m圏内とか、既存の集落がある区域というのを定めておまして、拠点集落区域とか名所をつけ、その区域においては都市計画法の緩和ができるような形になっております。後ほど都市計画課で出している資料がございますのでそれも合わせて持ってきます。全域が対象となっているわけではないというようなことです。

議長 その他、ありませんか。

議長 梅津節子委員。

梅津委員 記載方法について質問です。例えば3番は併用地有となっておりますが、ご説明で今回黒で斜線にしてみましたと、この住宅地の約半分になると思いますが、もし併用地の面積等分かればより分かりやすくなるのかなと思います。

布施主事 併用地について書き方が統一されておらず申し訳ございませんでした。申請地1番につきましては、併用地は周辺原野などになっており、筆数も細かくなっております。申請地3番は南側が併用地で面積が630㎡になりますので、このように分かり箇所は記載できるようにしていきたいと思っております。

梅津委員 地図が添付してあるので、併用地はこの地図で表せられれば分かりやすいのかなと思います。許可の面積以外にも、併用地についてはここですということが表せられればいいのかと思います。

議長 そういうことで、事務局いかがですか。

布施主事 分かりやすい所はできるだけ記載させていただきます。

申請地1番は、だいぶ細かくて地図におこすのは難しいので、表示しやすい場所は、できるだけ記載していきたいと思っております。

- 那須委員 3番の併用地の地番が違うのですが、併用地も付随して同じような割振りと理解してよろしいでしょうか
- 議長 事務局。
- 布施主事 はい、同じです。
- 議長 その他にありますか。
(ありません、の声)
- 議長 議第29号 農地法第5条の規定による許可につきましては異議なしと認め、許可することに可決・決定いたします。
- 議長 議第29号 平成30年度第7回農用地利用集積計画について上程いたします。事務局の説明を求めます。
- 澤 補佐 総会資料(13～14ページ)を説明する。
- 議長 事務局から説明がありましたが、皆さんから異議ございませんか。
(ありません、の声)
- 議長 議第29号 平成30年度第7回農用地利用集積計画につきましては異議なしと認め許可することに可決・決定いたします。
- 議長 議題30号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について上程いたします。
- 澤 補佐 総会資料(15ページ)を説明する。
- 議長 皆さんから何かございませんか。
(ありません、の声)
- 議長 議第29号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案につきましては異議なしと認め許可することに可決・決定いたします。

以上をもちまして平成30年度第7回天童市農業委員会総会を閉会いたします。

(終了 午前11時00分)